



平成 27 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 三益半導体工業株式会社
代表者名 取締役社長 中澤正幸
(コード番号 8155 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 八 高 達 郎
管理本部長
(TEL. 027-372-2011)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 8 月 27 日開催予定の第 46 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 28 条(社外取締役との責任限定契約)および第 37 条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。

なお、第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 8 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 8 月 27 日

以 上

【別紙】変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第28条 (<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第37条 (<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第28条 (<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第37条 (<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

以 上